

英国にプレイス・オブ・ビジネス(駐在員事務所等)を有する 外国法人の新たなコンプライアンス義務

英国プレイス・オブ・ビジネスへの影響

英国 2006 年新会社法の段階適用の結果、2009 年 10 月 1 日より英国に活動拠点を有する外国法人の登記は、「英国エスタブリッシュメント(UK Establishment)」と呼ばれる一つの登記のみとなりました。既存の支店登記および駐在員事務所等のプレイス・オブ・ビジネスは 10 月 1 日以降、すべて英国エスタブリッシュメントとして取り扱われることとなり、プレイス・オブ・ビジネスにも現在支店に要請されている報告義務と同様の報告義務が課されることとなります。(英国エスタブリッシュメントに課される報告義務に関しましては以下のカンパニーズハウスのウェブサイトをご参照ください - <http://www.companieshouse.gov.uk/about/gbhtml/gpo1.shtml>)

現在プレイス・オブ・ビジネスとして登記されている駐在員事務所等を有する外国法人には、移行期間内に英国エスタブリッシュメントとして再登記し、会計報告書等の追加資料を提出することが要請されます。さらに、このような法人は翌期以降の会計報告書を新たな規定に従って提出する必要があるため、従来より詳細な開示が要請される可能性があります。

移行期間中にこれらの提出義務に従わない場合、カンパニー・ハウスは当該外国法人が英国においてすでに活動を停止しているものと見なし、登記を抹消する可能性もあります。また、義務が履行されない場合、会社またはその取締役が罰則が課される可能性もあります。

これらの新たな規定は、既存のプレイス・オブ・ビジネスあるいは支店の税務ステータスに影響を及ぼすものではありませんが、英国税務当局による現状の税務ステータスのレビューが行われる可能性もあります。

直ちに対応すべき事項

- 既存のプレイス・オブ・ビジネスを英国エスタブリッシュメントとして再登記
- 英国エスタブリッシュメントの会計報告書提出に関する新たな報告義務を十分に理解
- 2009 年 10 月 1 日以降適用される追加開示要請事項を十分に理解
- 英国駐在事務所としての現在の課税状況を再検討

私どもが提供できるサービス

- 新たな英国エスタブリッシュメントとしての登記手続き、およびその後のコンプライアンス・サービスの提供
- 新たな報告義務に従った会計報告書の作成/過年度の会計報告書提出義務履行状況のレビュー
- 駐在員事務所の活動が英国にて法人税課税対象として認定されるリスクのレビュー
- 必要に応じて還付申請のための VAT 登録

より詳細な情報に関しては下記までご連絡下さい

マイク カラン

T: +44 (0)20 7213 8190
E: mike.curran@uk.pwc.com

金 保仁

T: +44 (0)20 7804 6737
E: bo.in.kim@uk.pwc.com

清宮 陽二

T: +44 (0)20 7804 1382
E: yoji.x.kiyomiya@uk.pwc.com

杉山 裕一

T: +44 (0)20 7804 0210
E: yuichi.x.sugiyama@uk.pwc.com

高木 陽一

T: +44 (0)20 7212 5092
E: yoichi.takagi@uk.pwc.com

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2009 PricewaterhouseCoopers LLP. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers LLP (a limited liability partnership in the United Kingdom) or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.